鹿児島工業高等専門学校客員教授等選考規則

（趣旨）

第１条　この規則は，鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）における客員教授及び客員准教授（以下「客員教授等」という。）の選考に関し，必要な事項を定めるものとする。

（付与の要件）

第２条　客員教授等の称号を付与できる者は、次の各号の一に該当する者のうち、本校において教育又は研究に従事する者とする。

(1) 常時勤務する教授、准教授、講師、助教及び助手以外の職員

(2) 前号に掲げる者のほか、客員教授等の称号を付与することが特に必要であると認められる者

（選考基準）

第３条　客員教授の選考の基準は、鹿児島工業高等専門学校教員選考規則（平成 13 年９月 21 日制定。以下「選考規則」という。）第 12 条の規定を準用する。

２　客員准教授の選考の基準は、選考規則第 13 条の規定を準用する。

（選考方法）

第４条　客員教授等の選考は、類長等からの推薦に基づき、運営会議の議を経て、校長が行う。

２　前項の類長等からの推薦は、別記様式第１号に、被推薦者に係る次に掲げる資料を添えて行うものとする。ただし、称号付与の期間の更新の場合にあっては、資料の提出を省略することができる。

(1) 履歴書

(2) 業績調書

(3) 前２号のほか、必要と認められる資料

（称号付与の期間）

第５条　客員教授等の称号を付与する期間は、一の事業年度（当該年の４月１日から翌年の３月 31 日までをいう。）内とする。

２　前項の期間は、更新することができる。

（本人への了知）

第６条　校長は、客員教授等の称号を付与する場合は、通知書（別記様式第２号）を交付

するものとする。

附　則

この規則は、平成 17 年４月 22 日から施行し、平成 17 年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成 30 年 12 月 12 日から施行し、平成 30 年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、令和元年５月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和３年９月８日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。